

広域連合電算処理システム 資格データ連携の運用について

第 1.1 版

平成20年3月31日

目次

1	資格データ連携処理フロー	1
2	資格データ連携出力情報一覧	2
3	日次異動連携に伴う作業概要について	...3
4	日次異動連携におけるデータ締め日と市町村作業について	...4
5	広域端末での画面操作について	5
6	個人異動情報連携時の各種確認リストについて	
	6.1 確認リストの概要について	6
7	資格運用(日次異動連携)の注意事項	
	7.1 FAQ参考情報	 13
	7.2 その他注意事項	 17
8	参考資料	
	参考1. 広域内異動に伴う被保険者情報の引継ぎ手順	18
	参考2. 広域内異動における各業務システムの関連(参考)	...19
	参考3. 住基異動に伴う処理方法の補足	22
	参考4. 住民異動反映後の処理	24
	資料D. 負担区分割合変更者一覧の例	25

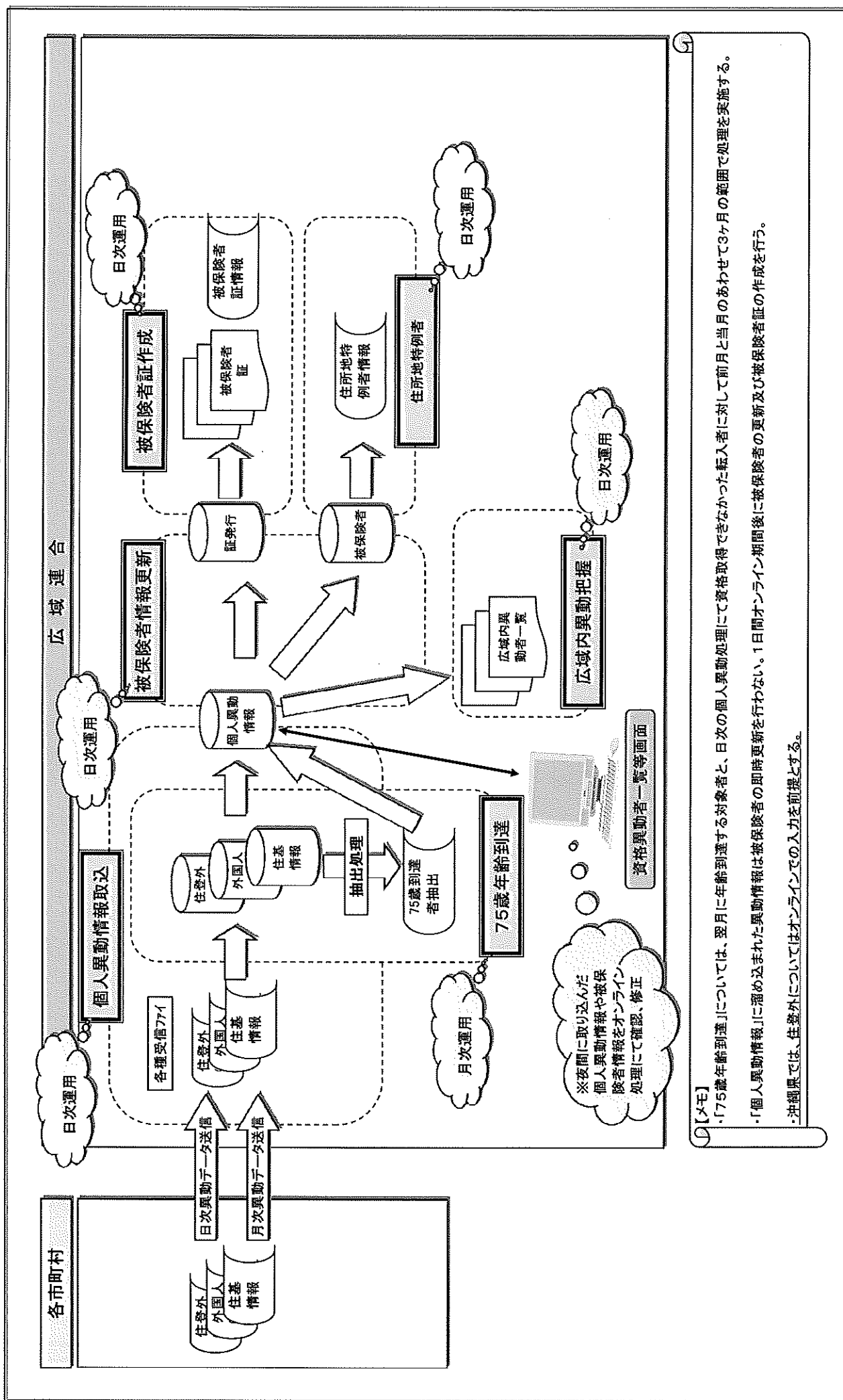
後期高齢者医療制度における被保険者の資格情報は、日次や月次で各市町村から送付頂く住民異動データにもとづいて管理していくこととなります。

本ドキュメントは、住民異動データの受渡しから被保険者情報の反映まで(管理資格データ連携)の運用について記載します。

今後変更になる場合や補足情報については、随時ご案内することとします。

1. 資格データ連携処理フロー～IFデータから被保険者証作成まで～

日次、月次の異動データ送付から被保険者情報への反映、被保険者証の作成までの処理フローについて以下に示します。

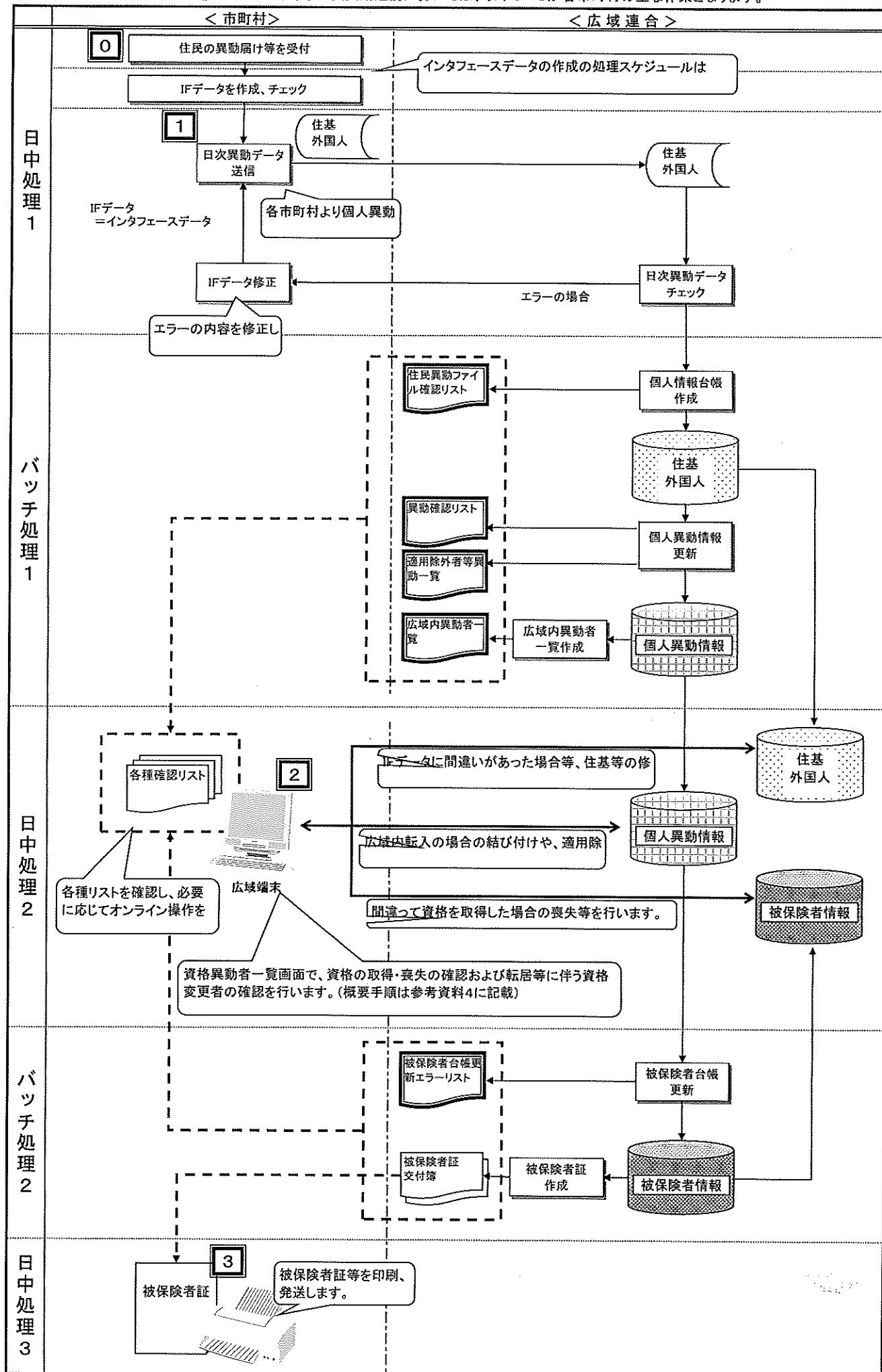


2. 資格データ連携出力情報一覧

出カイベント	No.	出力物	連携ファイル名の 先頭23文字	ファイル 種別	サイクル	概要	出力条件／対処方法
住基連携 外国人連携	1	後期高齢者医療住民異動ファイルエラーリスト (住基／外国人)	JKA02D00106001_KA02R001(住基) JKA02D00107001_KA02R001(外国人)	PDF	日次	住民異動情報取込時のエラーリスト 外国人異動情報取込時のエラーリスト	このリストが出力されている場合は、前日に転送した異動情報が標準システムへ取込まれません。当日異動分を転送する前に、前日異動分のエラー対処後に再送を行う必要があります。
	2	後期高齢者医療住民異動ファイル確認リスト (住基／外国人)	JKA02D00106001_KA02R002(住基) JKA02D00107001_KA02R002(外国人)	PDF	日次	異動情報取込時に確認が必要な対象者を出力	確認・対処方法については、「6. 1. 1」を参照下さい。
	3	適用除外者等異動一覧	JKA03D00108001_KA03R002	PDF	日次	適用除外者に異動があった場合出力	異動に伴って資格取得要件が発生しないか確認して下さい。
	4	異動確認リスト	JKA03D00108002_KA03R003	PDF	日次	異動情報取込時に確認が必要な対象者を出力	確認・対処方法については、「6. 1. 2」を参照下さい。
75歳年齢到達	5	後期高齢者医療75歳到達者一覧	JKA01D0011300_KA01F000N	PDF	月次	75歳到達者を一覧出力	以下の観点で確認し、必要に応じて算結果発生処理を行います。 (被保険者証の引続きについても考慮が必要) ①適用除外者でないが②住基外の住民が資格取得していないか
被保険者台帳 更新	6	後期高齢者医療被保険者台帳更新エラーリスト	JKA10D00109001_KA09R001	PDF	日次	被保険者台帳更新時に、エラーとなった対象者を出力	確認・対処方法については、「6. 1. 3」を参照下さい。
	7	被保険者世帯確認ファイル	JKA10D0010900_KA10F014N	CSV	日次	75歳到達者の世帯を確認できるようにCSVファイル出力	被保険者の世帯情報に誤りがないか確認して下さい。
	8	被保険者情報ファイル	JKA01D0011300_KA01F000N	SAM	日次	被保険者の資格取得・喪失結果情報をSAMファイル形式で出力	資格の取得・喪失情報しか提供されません。(転居などによって被保険者情報が変更になっても、このデータは作成されません。)
	9	後期高齢者医療広域内異動者一覧	JKA17D00112001_KA17R001	PDF	日次	県内転入・転出の異動者を一覧で出力	転入・転出の異動データに、転出前住所もしくは転出先住所の住所コードが未設定の場合は、本リストには出力されません。
被保険者証作成	10	後期高齢者医療被保険者証	JKA14M00105002_KA14R001	PDF	日次 月次	新規・変更の被保険者証をPDFファイルで出力	印刷内容の確認、および発送をして下さい。
	11	被保険者証発行情報ファイル	JKA01D0011401_KA00F000N	SAM	日次 月次	No.10と同等の情報をSAMファイル形式で出力	
	12	負担区分未入力ファイル	JKA14M0010500_KA14F012N	CSV	日次 月次	被保険者証発行時に負担区分の判定を行えなかった被保険者をCSVファイルで出力	所得照会中の住民(被保険者本人／世帯構成員)がいた場合は、負担区分が判定されません。
	13	後期高齢者医療被保険者証交付簿	JKA14M00110001_KA14R003	PDF	日次 月次	指定期間に被保険者証を交付した対象者を一覧出力	
住所地特例者 情報作成	14	住所地特例者情報ファイル	JKA01D0011501_KA00F000N	SAM	月次	県外住所地特例者情報を出力	国保連へ住所地特例者情報を送付する際の対象者確認用として使用して下さい。(住所地特例者の情報を送信しない場合、対象者が特別徴収者の場合に特徴収額が措置先の広域連合へ送付されることが想定されます)
負担区分判定	15	後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧	JKA13M00108001_KA13R011 JKA13Y00107001_KA13R011	PDF	月次 年次	負担区分変更となった対象者を一覧出力	一覧の出力内容については、資料Dを参照下さい。
基準収入額申請	16	後期高齢者医療基準収入額適用申請のお知らせ	JKA11M00103001_KA11R001	PDF	月次 年次	負担区分が3割と判定された被保険者にお知らせおよび申請書出力 (収入による繰込みあり)	住民へ送付し、申請の受付を行います。 被保険者証の記載事項が変更になる場合は、証の差し替えも行います。
	17	後期高齢者医療基準収入額適用申請書	JKA11M00103001_KA13R011	PDF	月次 年次		
被保険者情報 突合	18	後期高齢者医療資格突合確認対象者一覧	JKA18M00113001_KA18R001	PDF	随時	住民情報と被保険者情報の突合を行った結果、差分のあった被保険者を一覧出力	後期高齢者医療被保険者台帳更新エラーリストや、広域内異動者一覧で未処理のものが出力されます。 対象者に関する住民情報を再送してもらうこともあります。

3. 日次異動連携に伴う作業概要について

日次異動連携の処理フローを以下に示します。日次異動連携においては、以下0～3が各市町村の主な作業となります。



4. 日次異動連携におけるデータ締め日と市町村作業について

日次異動データの締め日に対して、該当日次データに対する0～4の作業（「3. 日次異動連携に伴う作業概要について」で記載した市町村作業0～3の作業）がいつ発生するかを以下に記載します。

区分	項目	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
市町村データ締め	0日締めデータ	0 市町村住基締め	1 IFデータ作成・送信	2 オンライン操作	3 被保証印刷発送	—	—	—	—
	1日締めデータ	—	0 市町村住基締め	1 IFデータ作成・送信	2 オンライン操作	3 被保証印刷発送	—	—	—
	2日締めデータ	—	—	0 市町村住基締め	1 IFデータ作成・送信	2 オンライン操作	3 被保証印刷発送	—	—
	3日締めデータ	—	—	—	0 市町村住基締め	1 IFデータ作成・送信	2 オンライン操作	3 被保証印刷発送	—
	4日締めデータ	—	—	—	—	0 市町村住基締め	1 IFデータ作成・送信	2 オンライン操作	3 被保証印刷発送
	5日締めデータ	—	—	—	—	—	0 市町村住基締め	1 IFデータ作成・送信	2 オンライン操作
	6日締めデータ	—	—	—	—	—	—	0 市町村住基締め	1 IFデータ作成・送信
広域連合	7日締めデータ	—	—	—	—	—	—	—	0 市町村住基締め
		—	—	—	—	—	—	—	—
	住基/外国人/住基外	—	—	0日締めデータ反映	1日締めデータ反映	2日締めデータ反映	3日締めデータ反映	4日締めデータ反映	5日締めデータ反映
	個人異動情報	—	—	0日締めデータ反映	1日締めデータ反映	2日締めデータ反映	3日締めデータ反映	4日締めデータ反映	5日締めデータ反映
	被保険者情報	—	—	—	0日締めデータ反映	1日締めデータ反映	2日締めデータ反映	3日締めデータ反映	4日締めデータ反映
	住民異動ファイル確認リスト	—	—	0日締めデータ	1日締めデータ	2日締めデータ	3日締めデータ	4日締めデータ	5日締めデータ
	異動確認リスト	—	—	0日締めデータ	1日締めデータ	2日締めデータ	3日締めデータ	4日締めデータ	5日締めデータ
	適用除外者等異動一覧	—	—	0日締めデータ	1日締めデータ	2日締めデータ	3日締めデータ	4日締めデータ	5日締めデータ
	広域内異動者一覧	—	—	0日締めデータ	1日締めデータ	2日締めデータ	3日締めデータ	4日締めデータ	5日締めデータ
	被保険者台帳更新エラーリスト	—	—	—	0日締めデータ	1日締めデータ	2日締めデータ	3日締めデータ	4日締めデータ
	被保険者証・交付簿	—	—	—	0日締めデータ	1日締めデータ	2日締めデータ	3日締めデータ	4日締めデータ
	被保険者情報	—	—	—	0日締めデータ	1日締めデータ	2日締めデータ	3日締めデータ	4日締めデータ
	被保険者情報	—	—	—	0日締めデータ	1日締めデータ	2日締めデータ	3日締めデータ	4日締めデータ

＜オンライン操作について＞

住民異動情報の反映から被保険者情報の反映までには1日間空けております。

これは各市町村において、異動対象となった住民について、主に以下のよう
な内容を確認していただくためです。

- ・ 県内の異動者か？
- ・ 他広域住所持特別者か？
- ・ 生活保護受給者か？
- ・ 病院などの施設に入所中か？
- ・ その他、適用除外の対象ではないか？

異動者については、【異動異動者一覧】画面での確認を毎日行なって下さい。

4日に実施する

0. 当日（4日）に届けがあった異動データを市町村住基で締めます。
1. 前日（3日）に締めた異動データを日次異動ファイルを作成、チェックします。チェック後のIFデータを送信します。
2. 2日前（2日）に締めた異動データが取りこまれている個人異動情報をオンラインで操作します。
3. 3日前（1日）に締めた異動データに伴う被保険者証の確認、印刷、発送を行います。

5. 広域端末での画面操作について

「広域端末」にてオンライン画面操作を行う場合には、下記マニュアルをご参照下さい。

No.	操作内容	資格管理ガイド 注1)	中央会操作研修マニュアル 注2)
1	異動情報の「登録保留」、「保留解除」を行う場合	「3 異動情報の管理」をご確認下さい 注3)	
2	広域内異動者の資格を引き継ぎたい場合	「4 広域市区町村間異動者の管理」をご確認下さい 注4)	P.1-19「1-2 広域内異動に伴う被保険者情報の引継ぎ」
3	適用除外者の「登録」、「照会」、「変更」を行う場合	「5 適用除外者の管理」をご確認下さい	P.1-67「1-6-6 [生活保護受給者]の登録」
4	被保険者の資格を確認したい場合	「11.16 被保険者情報を照会する」をご確認下さい	P.1-76「1-8 個人情報照会(被保険者情報の照会)」
5	被保険者の資格を喪失したい場合	「6.3 資格喪失情報を登録する」をご確認下さい	
6	被保険者の資格を回復したい場合	「6.4 資格回復情報を登録する」をご確認下さい	
7	住基の情報を確認したい場合	「11.1 住民基本台帳情報を照会する」をご確認下さい	P.1-73「1-7 個人情報照会(住民基本台帳の照会)」
8	住基の情報を修正したい場合	「11.2 住民基本台帳情報を修正する」をご確認下さい	
9	外国人の情報を確認したい場合	「11.6 外国人登録情報を照会する」をご確認下さい	P.1-73「1-7 個人情報照会(住民基本台帳の照会)」
10	外国人の情報を修正したい場合	「11.7 外国人登録情報を修正する」をご確認下さい	
11	住登外の情報を確認したい場合	「11.11 住登外登録情報を照会する」をご確認下さい	P.1-73「1-7 個人情報照会(住民基本台帳の照会)」
12	住登外の情報を修正したい場合	「11.12 住登外登録情報を修正する」をご確認下さい	
13	他広域の施設に入所する場合(住所地特例者)	「5.1 適用除外者を登録する」をご確認下さい 注5)	

注1) 資格管理ガイドは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム資格管理ガイド 市区町村編 第3版(KM-008-003)」を参照下さい。

注2) 中央会操作研修マニュアルは、2月22日の「操作研修時のマニュアル」をご参照下さい。

注3) 補足説明として、「参考資料4 住民異動反映後の処理」もご参照下さい。

注4) 補足説明として、「参考資料1 広域内異動に伴う被保険者情報の引継ぎ手順」もご参照下さい。

注5) 補足資料として、システム仕様書 第3.1版「別添5 住基異動に伴う処理方法の補足」もご参照下さい。

6. 1 各種リストの確認方法

本資料は、3月7日付けの中央会のセルサポートに掲載された「資格業務 住基・外国人・住登外異動情報取り込み時の判定及びエラー出力条件について」を基に、メッセージ内容毎の確認方法をまとめたものです。

6. 1. 1 「住民異動ファイル確認リスト」の確認方法

※「○」の場合は、広域連合の住基、外国人、住登外データベース登録されています。

項番	メッセージ内容	異動事由	(住基)	(外国人)	(住登外)	DB更新 ※	確認方法	対処方法
1	1件目の情報が修正の異動事由となっています。	032(世帯項目修正) 033(個人項目修正) 034(世帯職権修正) 035(個人職権修正)	○	○	○	○	いきなり、「修正」の異動情報が送られていきなり、修正前の異動情報の送付漏れで無いかを、市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域端末の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面にて確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認してください。
2	異動・住民・消除年月日のいずれかが異なっています。	032(世帯項目修正) 033(個人項目修正) 034(世帯職権修正) 035(個人職権修正)	○	○	○	○	送付された異動情報の「異動年月日」、「住民年月日」、「消除年月日」が、前回の情報と異なっています。市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域端末の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、問題が無いかを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認してください。
3	区間異動者です。異動順を確認してください		○	○	○	○	区間異動者で、3つ以上の保険者から異動情報が送付されています。または、2つの保険者間で複数の異動情報が送付されています。市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域端末の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、問題が無いかを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認してください。
4	区間異動者です。異動順を変更しました。		○	○	○	○	区間異動者で、内部処理(ソート)のため異動情報の順番が「登録、削除」になっていますが、「削除、登録」に変更して取り込んでいます。市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域端末の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、問題が無いかを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認してください。
5	混合世帯の構成員に異動が発生しています。		○	○	○	○	混合世帯としてオンライン登録を行った住民に異動が発生しています。	異動者について確認を行ってください。 混合世帯の修正が必要な場合は、広域端末の「世帯管理」画面にて修正を行ってください。
沖縄県内に政令市は無いため、								

6. 1. 2 「異動確認リスト」の確認方法

※「○」の場合は、広域連合の個人異動情報データベースに登録されています。

項番	メッセージ内容	異動事由	(住基)	(外国人)	(住登外)	DB更新※	確認方法	対処方法
1	出生の異動者です。異動情報を確認して下さい。	002(出生)	○	○	○	×	資格取得済みの被保険者に対して、「出生」の異動事由で「住所、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、郵便番号」のいずれかが修正された異動情報を送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域端末の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」や異動情報の「送信漏れ」が無いことを確認して下さい。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認して下さい。 間違い・問題がある場合は、「住基修正」画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて修正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合には、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正を行ってください。
2	帰化の異動者です。異動情報を作成しています。資格取得日を確認して下さい。	003(帰化)	○	—	○	○	運営認定仮登録の被保険者に対して、「帰化」の異動情報を送られています。または、75歳以上の外国人で在留期間が1年以上の方の異動情報です。市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域端末の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」が無いことを確認して下さい。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認して下さい。 異動情報に誤りがない場合には、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正(個人番号の付け替え)を行ってください。
3	国籍取得の異動者です。異動情報を確認して下さい。	005(国籍取得)	○	—	○	×	資格取得済みの被保険者に対して、「国籍取得」の異動事由で「住所、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、郵便番号」のいずれかが修正された異動情報を送られています。 市町村システムの「住基」「住登外」の情報と広域端末の「住基照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」が無いことを確認して下さい。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認して下さい。 間違い・問題がある場合は、「住基修正」画面、「住登外修正」画面にて修正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合には、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正を行ってください。
4	個人情報が変更されています。異動情報を作成していません。資格取得日を確認して下さい。	011(転出取消)	○	○	○	○	資格取得済みの被保険者に対して「生年月日」の異なる異動情報が送付されています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域端末の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、広域側の「住基照会」画面と確認し、前回の履歴と「生年月日」に相違が無いことを確認して下さい。 必要に応じて、各市町村の住民情報管理部署へ確認して下さい。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認して下さい。 異動情報に誤りがある場合には、正しい異動情報を再度送信してください。 問題が無い場合には、そのまま被保険者台帳更新してください。
5		012(回復)	○	○	○			
6		021(転居)	○	○	○			
7		031(転入通知)	○	—	○			
7		032(世帯項目修正) 033(個人項目修正) 034(世帯職権修正) 035(個人職権修正)	○	○	○			
8		041(転出) 042(死亡) 043(職権消除) 044(国籍喪失) 045(失踪)	○	○	○	○		
9		061(区間転入)	○	○	○			

6. 1. 2 「異動確認リスト」の確認方法

※「○」の場合は、広域連合の個人異動情報データベースに登録されています。

項番	メッセージ内容	異動事由	(住基)	(外国人)	(住登外)	DB更新 ※	確認方法	対処方法
10	世帯主変更の異動者です。異動情報を確認して下さい。	022(世帯主変更)	○	—	○	×	資格取得済みの被保険者に対して、「世帯主変更」の異動事由で「住所、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、郵便番号」のいずれかが修正された異動情報が送られています。 市町村システムの「住基」「住登外」の情報と広域連合の「住基照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」や異動情報の「送信漏れ」が無いことを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認してください。 「住登外修正」画面にて修正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合には、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正を行ってください。
11	世帯合併の異動者です。異動情報を確認して下さい。	023(世帯合併)	○	○	○	×	資格取得済みの被保険者に対して、「世帯合併」の異動事由で「住所、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、郵便番号」のいずれかが修正された異動情報が送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域連合の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」や異動情報の「送信漏れ」が無いことを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認してください。 「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて修正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合には、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正を行ってください。
12	世帯分離の異動者です。異動情報を確認して下さい。	024(世帯分離)	○	○	○	×	資格取得済みの被保険者に対して、「世帯分離」の異動事由で「住所、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、郵便番号」のいずれかが修正された異動情報が送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域連合の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」や異動情報の「送信漏れ」が無いことを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認してください。 「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて修正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合には、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正を行ってください。
13	世帯構成変更の異動者です。異動情報を確認して下さい。	025(世帯構成変更)	○	○	○	×	資格取得済みの被保険者に対して、「世帯構成変更」の異動事由で「住所、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、郵便番号」のいずれかが修正された異動情報が送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域連合の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」や異動情報の「送信漏れ」が無いことを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認してください。 「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて修正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合には、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正を行ってください。

6. 1. 2 「異動確認リスト」の確認方法

※「○」の場合は、広域連合の個人異動情報データベースに登録されています。

項番	メッセージ内容	異動事由	(住基)	(外国人)	(住登外)	DB更新※	確認方法	対処方法
14	合併の異動者です。異動情報を確認して下さい。	071(合併編入) 072(合併転出) 073(合併新規登録) 074(合併廃止) 075(合併記載事項変更)	○	○	○	×	市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域端末の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」が無いことを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認してください。 間違いない問題がある場合は、「住基修正」画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて修正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合には、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正を行ってください。
15	出国の異動者です。異動情報を確認して下さい。	046(出国)	—	○	○	○	「出国」の異動情報が送られています。 市町村システムの「外国人」「住登外」の情報と広域端末の「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」が無いことを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認してください。 間違いない問題がある場合は、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて修正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合には、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正を行ってください。
16	出国の異動者です。異動情報を確認して下さい。	046(出国)	—	○	○	○	「出国」の異動情報が送られています。 市町村システムの「外国人」「住登外」の情報と広域端末の「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」が無いことを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認してください。 間違いない問題がある場合は、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて修正を行ってください。 また、異動情報の対象者が被保険者の場合には、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正を行ってください。
17	入国の異動者です。異動情報を作成しています。異動年月日を確認して下さい。	006(入国)	—	—	○	○	「入国」の異動情報が送られています。 市町村システムの「住登外」の情報と広域端末の「住登外照会」画面を確認し、「異動事由および異動年月日の誤り」が無いことを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認してください。 間違いない問題がある場合は、「住登外修正」画面にて修正を行ってください。
18	日本国籍離脱の異動者です。異動情報を確認して下さい。	007(日本国籍離脱)	—	—	○	×	「日本国籍離脱」の異動情報が送られています。 市町村システムの「住登外」の情報と広域端末の「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」が無いことを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認してください。 間違いない問題がある場合は、「住登外修正」画面にて修正を行ってください。
19	その他登録の異動者です。異動情報を作成しています。異動年月日を確認して下さい。	008(その他登録)	—	—	○	○	「その他登録」の異動情報が送られています。 市町村システムの「住登外」の情報と広域端末の「住登外照会」画面を確認し、「異動事由および異動年月日の誤り」が無いことを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認してください。 間違いない問題がある場合は、「住登外修正」画面にて修正を行ってください。
20	地位協定該当の異動者です。異動情報を確認して下さい。	048(地位協定該当)	—	○	○	×	これらの異動事由においては、被保険者情報への更新は行いません。市町村システムの「外国人」「住登外」の情報と広域端末の「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」が無いことを確認してください。	送付された異動情報に、問題が無いことを確認してください。 間違いない問題がある場合は、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて修正を行ってください。
21	登録無効の異動者です。異動情報を確認して下さい。	049(登録無効)	—	○	○	×		
22	その他閉鎖の異動者です。異動情報を確認して下さい。	051(その他閉鎖)	—	○	○	×		

6. 1. 3 「被保険者台帳更新エラーリスト」の確認方法

※「×」の場合は、広域連合の被保険者情報に異動情報が反映されていません。

項番	メッセージ内容	異動事由	(住基)	(外国人)	(住登外)	DB更新 ※	確認方法	対処方法
1	該当データは既に資格を取得しています。	001(転入)	○	○	○	×	資格取得済みの被保険者に対して「転入、帰化、職権記載、入国、その他登録」の異動情報が送られています。 標準システムの市町村端末より広域側の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面より異動情報を確認し、異動履歴を確認してください。	間違い・問題がある場合は、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正を行ってください。
2		055(帰化) 004(職権記載)	○	—	○			
3		053(入国) 007(その他登録)	—	○	○			
4	異動年月日が過去です。	001(転入)	○	○	○	×	資格取得済みの被保険者に対して、過去の異動情報が送付されています。 標準システムの市町村端末より広域側の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面より異動情報を確認し、異動履歴を確認してください。	間違い・問題がある場合は、「資格変更」画面にて被保険者情報の修正を行ってください。
5		055(帰化) 004(職権記載)	○	—	○			
6		053(入国) 007(その他登録)	—	○	○			
7		003(転出取消) 005(回復)	○	○	○			
8		101(転居)	○	○	○			
9		102(世帯項目修正) 103(個人項目修正) 106(世帯職権修正) 107(個人職権修正)	○	○	○			
10		209(転出) 202(死亡) 205(職権消除) 203(国籍喪失) 204(失踪)	○	○	○			
11		252(出国)	—	○	○			
12		104(区間異動)	○	○	○			
13		152(日本国籍取得)	—	○	○			

6. 1. 3 「被保険者情報更新エラーリスト」の確認方法

※「×」の場合は、広域連合の被保険者情報に異動情報が反映されていません。

項番	メッセージ内容	異動事由	(住基)	(外国人)	(住登外)	DB更新 ※	確認方法	対処方法
14	該当データが存在しません。	003(転出取消)	○	○	○	×	送付された異動情報に対して、更新する被保険者情報がありません。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域側の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、問題がないかを確認してください。	異動情報に対して送信漏れ等がある場合には、再度正しい異動情報を再送してください。 オンラインにて修正する場合には、「住基修正」画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて履歴も含めて正しく修正してください。 間違い・問題がある場合は、「被保険者修正」画面にて修正してください。
15		005(回復)						
16		101(転居)	○	○	○			
17		201(転入通知)	○		○			
18		102(世帯項目修正)	○	○	○	×	資格喪失事由が(転出)でない被保険者に対して、「転出取消、回復、転入通知」の異動情報が送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域側の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」や異動情報の「送信漏れ」がないかを確認してください。	異動情報に対して送信漏れ等がある場合には、再度正しい異動情報を再送してください。 オンラインにて修正する場合には、「住基修正」画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて履歴も含めて正しく修正してください。 間違い・問題がある場合は、「被保険者修正」画面にて修正してください。
19		209(転出)						
20		202(死亡)	○	○	○			
21		205(職権消除)	○	○	○			
22	該当データは転出者ではありません。	203(国籍喪失)	○	○	○	×	資格喪失事由が(転出)でない被保険者に対して、「転出取消、回復、転入通知」の異動情報が送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域側の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」や異動情報の「送信漏れ」がないかを確認してください。	異動情報に対して送信漏れ等がある場合には、再度正しい異動情報を再送してください。 オンラインにて修正する場合には、「住基修正」画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて履歴も含めて正しく修正してください。 間違い・問題がある場合は、「被保険者修正」画面にて修正してください。
23		204(失踪)	○	○	○			
24		252(出国)	○	○	○			
25		104(区間異動)	○	○	○			
26	仮登録者の為、資格喪失できません。	003(転出取消)	○	○	○	×	資格喪失事由が(仮登録)の被保険者に対して、「転出取消、回復、転入通知、転出、死亡、職権消除、国籍喪失、失踪、出国」の異動情報が送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域側の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」や異動情報の「送信漏れ」がないかを確認してください。	異動情報に対して送信漏れ等がある場合には、再度正しい異動情報を再送してください。 オンラインにて修正する場合には、「住基修正」画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて履歴も含めて正しく修正してください。 間違い・問題がある場合は、「被保険者修正」画面にて修正してください。
27		005(回復)						
28		201(転入通知)	○	○	○			
29		209(転出)	○	○	○			
30		202(死亡)	○	○	○	×	資格喪失事由が(仮登録)の被保険者に対して、「転出取消、回復、転入通知、転出、死亡、職権消除、国籍喪失、失踪、出国」の異動情報が送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域側の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」や異動情報の「送信漏れ」がないかを確認してください。	異動情報に対して送信漏れ等がある場合には、再度正しい異動情報を再送してください。 オンラインにて修正する場合には、「住基修正」画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて履歴も含めて正しく修正してください。 間違い・問題がある場合は、「被保険者修正」画面にて修正してください。
31		205(職権消除)	○	○	○			
32		203(国籍喪失)	○	○	○			
33		204(失踪)	○	○	○			
34		252(出国)	○	○	○	×	資格喪失事由が(仮登録)の被保険者に対して、「転出取消、回復、転入通知、転出、死亡、職権消除、国籍喪失、失踪、出国」の異動情報が送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域側の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」や異動情報の「送信漏れ」がないかを確認してください。	異動情報に対して送信漏れ等がある場合には、再度正しい異動情報を再送してください。 オンラインにて修正する場合には、「住基修正」画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて履歴も含めて正しく修正してください。 間違い・問題がある場合は、「被保険者修正」画面にて修正してください。
35		003(転出取消)	○	○	○			
36		005(回復)						
37		201(転入通知)	○	○	○			

6. 1. 3 「被保険者情報更新エラーリスト」の確認方法

※「×」の場合は、広域連合の被保険者情報に異動情報が反映されていません。

項番	メッセージ内容	異動事由	(住基)	(外国人)	(住登外)	DB更新 ※	確認方法	対処方法
27	障害認定仮登録者の為、資格喪失できません。	003(転出取消)	○	○	○		資格取得事由が(障害認定仮登録者)の被保険者に対して、「転出取消、回復、転入通知、転出、死亡、職権消除、国籍喪失、失踪、出国」の異動情報が送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域側の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」や異動情報の「送信漏れ」が無いかを確認してください。	異動情報に対して送信漏れ等がある場合には、再度正しい異動情報を再送してください。 オンラインにて修正する場合には、「住基修正」画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて履歴も含めて正しく修正してください。 間違いない問題がある場合は、「被保険者修正」画面にて修正してください。
28		201(転入通知)	○	—	○			
29		209(転出) 202(死亡) 205(職権消除) 203(国籍喪失) 204(失踪)	○	○	○	×		
30		252(出国)	—	○	○			
31		101(転居)	○	○	○			
32	仮登録者の為、資格変更できません。	102(世帯項目修正) 103(個人項目修正) 106(世帯職権修正) 107(個人職権修正)	○	○	○	×	資格取得事由が(仮登録)の被保険者に対して、「転居、世帯項目修正、個人項目修正、世帯職権修正、個人職権修正、区間異動」の異動情報が送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域側の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」や異動情報の「送信漏れ」が無いかを確認してください。	異動情報に対して送信漏れ等がある場合には、再度正しい異動情報を再送してください。 オンラインにて修正する場合には、「住基修正」画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて履歴も含めて正しく修正してください。 間違いない問題がある場合は、「被保険者修正」画面にて修正してください。
33		104(区間異動)	○	○	○			
34		201(転入通知)	○	—	○			
35		201(転入通知)	○	—	○	×		
36	該当データは資格が喪失されています。	209(転出) 202(死亡) 205(職権消除) 203(国籍喪失) 204(失踪)	○	○	○	×	資格喪失済みの被保険者に対して「転出、死亡、職権消除、国籍喪失、失踪」の異動情報が送られています。 市町村システムの「住基」「外国人」「住登外」の情報と広域側の「住基照会」画面、「外国人照会」画面、「住登外照会」画面を確認し、「異動事由の誤り」や異動情報の「送信漏れ」が無いかを確認してください。	異動情報に対して送信漏れ等がある場合には、再度正しい異動情報を再送してください。 オンラインにて修正する場合には、「住基修正」画面、「外国人修正」画面、「住登外修正」画面にて履歴も含めて正しく修正してください。 間違いない問題がある場合は、「被保険者修正」画面にて修正してください。
37		252(出国)	—	○	○			
38								
39								
40								

7. 資格運用(日次異動連携)の注意事項

7.1 FAQ参考情報

中央会のサポートサイトより「資格管理」に関する参考情報の抜粋です。

日次異動連携時の対処方法の参考としてご確認願います。

また、内容については適宜変更されておりますので、最新の情報に関しましては「中央会」のサポートサイトをご確認願います。

FAQ	質問内容	回答内容	回答日付
FAQ8	世帯構成が遡及して変更となった場合について、ご教示願います。 1. 遡及の異動日以降の異動日をもった住民情報は無効(上書き等)となるか？ (例:①→②→③の順番で情報を送信した場合) ●市町村→広域連合交付済み情報 ①異動日:7月1日 異動事由:世帯分離 (世帯番号:A) A) ②異動日:8月3日 異動事由:世帯合併 (世帯番号:B) B) ●新たに送付する遡及情報 ③異動日:6月1日 異動事由:世帯分離 (世帯番号:C) C) ※③の遡及情報を送付した場合、以下のとおり世帯番号は③のみとなり、7・8月の異動履歴(世帯番号)は無効となるのか。 ⇒6月1日から現在までの世帯番号:C	ご質問のデータにつきましては、住基情報の訂正を行う必要がありますので、窓口端末から該当者の情報を訂正してください。 ①異動日:7月1日 (世帯番号:A) ⇒ 異動日:6月1日 ②異動日:8月3日 (世帯番号:B) ⇒ 異動日:6月1日	1月25日
FAQ8	4 被保険者の資格喪失となる場合、住基異動データの異動事由をみて、自動で処理されるものと認識して構いませんか。「死亡」の場合は、保険者番号適用終了年月日は異動年月日の翌日が設定されていると解しています。その際に消除年月日が異動年月日と同日が設定されていても、それより後の日付になっていても資格喪失は死亡日(異動年月日)の翌日と想定して構いませんか。また、「転入通知」事由であれば、異動年月日と同日が保険者番号適用終了年月日であると解しています。「死亡」以外の事由は、全て同日が設定されていますか。	お見込みの通りです	1月24日
FAQ8	9 年齢到達処理を実施後、被保険者情報は、75歳誕生日(未来日)で資格取得し異動日は誕生日と同じ日になります。その後、対象者が誕生日前に住基情報で「死亡」等の事由により、消除された場合、「被保険者台帳更新エラーリスト」で「異動日が過去です」と表示され、被保険者情報が更新されません。運用として、「特別処理」又は「被保険者資格管理」で対応すると思われますが、その場合どのような処理をすればよいでしょうか。	該当者について、オンラインから対象者を検索し、資格喪失年月日に資格取得日と同日を設定し、資格喪失処理を実施してください。	1月24日
FAQ8	18 日次処理について 日次処理においてデータにエラーがあった場合、エラーの有った市町は処理ができず翌日に2日分のデータ(当日のエラー修正分と翌日分)を送付する仕様だと想定していますが、そのファイルは1ファイルに纏めても問題ありませんか？もし1ファイルに纏められず複数のファイルが送付された場合、広域側の更新処理はファイル数の分だけ処理が必要となるのでしょうか？(例えば複数の市町で複数日エラーがあった場合、ファイルの数を気にしながらの運用となるのか？)	1ファイルにまとめた送付でも問題ありませんが、レコード順をデータ発生順としてください。 また複数ファイルがあった場合についてもファイル数を意識する必要はありません。 ※沖縄県広域連合では、原則1ファイルにまとめて送付いただくこととしております。	1月16日
FAQ8	20 <データ連携[住民情報][年齢到達予定者抽出処理について]> 年齢到達予定者の異動データ連携についてご教示ください。 (1)例えば、平成20年3月におこなう年齢到達予定者の連携では、平成20年4月1日から平成20年4月30日に74歳に到達する住民を抽出しますが具体的には、 ①生年月日が1934年4月1日～1934年4月30日までの人のどちらになりますか？ ②年齢到達予定者の対象として、転出予定者も含めますか？	(1)①の対象者を送付してください。 (2)住民基本台帳情報上に消除年月日が設定されている場合には、標準システムに送付しても資格取得対象者とはなりません。転出取消により資格が回復する可能性があるため転出予定者についても含めた形で送付していたいて問題ありません。	1月16日

FAQ	質問内容	回答内容	回答日付
FAQ8	21 住民情報の連携において、同日に複数の異動が届け出られた場合でも最終の履歴しか連携できない市町村の場合、取り込み後にその中途の異動履歴をオンラインで追加することは可能か？	住基の異動履歴の間に歴を追加することはできません。歴を追加したい場合は、追加したい異動履歴以降の情報を全て追加してください。 例 履歴1, 2, 3, 4, 5の履歴情報で3と4の間に履歴を追加する場合、履歴6, 7, 8を追加し、履歴1, 2, 3, 4, 5, 6(追加したい歴), 7(履歴4と同じ情報), 8(履歴5と同じ情報)としてください。	1月16日
FAQ8	26 広域内転居の場合、転入先市町村から転入の異動情報を送付していなくても窓口端末からオンラインで必要項目を入力することによって、被保険者証の即時交付が行えるという認識でよろしいか。 またその際、これまで使用していた被保険者番号を確認する必要があるが、転出元市町村から転出の異動情報が送付されてなくても確認ができるということではよろしいか。	お見込みの通りです。	1月16日
FAQ8	28 転出取消の異動年月日は、届出日を設定してよろしいか。市町で、転出日をひらってることが難しいようです。市町システム設計に関する質問がきていますので、至急ご回答ください。また、転出の異動事由が入っていない住基に対して、転出取消がきたような場合には、リストが出ますか。	転出取消の異動年月日は転出と同じ異動日を設定してください。 転出していない住民に対して転出取消の異動データが送付された場合は被保険者台帳更新エラーリストに出力されます。	1月16日
FAQ8	39 住所地特例者処理方法において、県外への転出(住所地特例該当)又は県外から再転入(住所地特例者の解除)の場合、一旦資格を喪失させずに資格変更できるような方法はないのでしょうか？一旦資格を喪失させる理由はないのでしょうか？	住所地特例者が県内に転入してきた場合、市区町村から住基情報が送信されます。住基情報が送信された場合、自動で資格取得を行い、被保険者番号が新たに付番されます。その被保険者番号は住所地特例適用時の被保険者番号とは異なりますので、住基情報から資格取得した被保険者情報は資格喪失を行います。 住所地特例者の解除は資格変更で住登外の個人番号から住基の個人番号に付け替えることにより可能となります。	1月16日
FAQ8	47 広域内異動で転入情報はあるが、転出情報がない(市町村から連携データが転入通知のみ)場合、広域内異動の名寄せ処理を端末から行うことができませんが、対処方法を教えてください。	システム仕様書第3版の「3. 3. 6広域内異動者の被保険者証交付までの流れ」を参照してください。 本ケースの場合、25ページのケース3 転入情報の作成が不要となり、その後は記載の手順に従って操作いただくことにより、名寄せ処理を実施でき、被保険者台帳に登録することが可能です。	1月15日
FAQ8	54 一度転出によって消除年月日が登録された住基異動データの連携後、この転出データの項目修正で消除年月日が登録されていないデータの連携があった場合は、住民としての扱いとなってしまうのでしょうか。この場合、住民基本台帳修正画面で消除年月日の登録を行えば問題はないのでしょうか。 こういった喪失事由の異動データの後に変更事由の異動データがあった場合、確認リストが出力されますか。	消除年月日が設定されていない場合は在籍している住民として扱われます。この場合においては、お見込みの通り住民基本台帳修正画面で消除年月日を登録してください。 資格喪失者に対して異動が発生した場合に異動確認リストが出力されます。	1月15日
FAQ7	2 セットアップ後、障害認定により老人保健資格を有している者が3月末で認定を撤回する申出をした場合、「資格喪失日：平成20年4月1日 喪失事由：職権消除」と設定するだけで良いのでしょうか。 また、資格喪失処理のほか適用除外として登録する必要はありますか。	問題ありません。 資格喪失事由として「その他喪失」を設定することでも問題ありません。	1月11日
FAQ7	12 住所地特例者処理方法において、県外への転出(住所地特例該当)後、県外から再転入(住所地特例者の解除)の場合、もとの住基、住登外、再転入後の住基情報すべて同じ個人番号をセットすれば、当初の被保険者番号が継続されますか？ 県外への転出(住所地特例該当)の際の住登外登録情報にセットする住民年月日は、住登外登録情報を提出する市町村における住民となった日を設定してもよろしいでしょうか？また、住所地特例者の解除の際、住登外登録情報にセットする異動年月日及び消除年月日は住登外として管理しなくなった日を設定すればよろしいでしょうか？	住基情報、住登外情報間で個人番号を共通化した場合であっても、別人と判断しますので、当初の被保険者番号を引き継ぐことはできません。 被保険者番号を引き継ぐ場合には、オンラインでの資格変更処理が必要となります。 県外への転出(住所地特例該当)の際の住登外登録情報にセットする住民年月日は、住登外として管理しはじめた日を設定してください。 また、住所地特例者の解除の際、住登外登録情報にセットする異動年月日及び消除年月日は住登外として管理しなくなった日を設定してください。	1月11日

FAQ	質問内容	回答内容	回答日付
FAQ7	13 適用除外者が広域内異動した場合の転入先市町村で行う作業で質問があります。 住基異動の後、広域内市町村の転出である為に資格の異動は保留になるかと思いますが、対処方法は以下の手順でいいのでしょうか？ (1)転入先の市町村で適用除外者登録を行う。 (2)転入先の市町村の資格異動者一覧で保留削除にする。 また適用除外は市町村単位の登録となるため、転入先ではどのような方法で適用除外者であることを把握すればいいのか、ご教示ください。	手順についてはお見込みのとおりです。 適用除外者の把握方法につきましては、現在の老人保健制度と同様の運用となることを想定しております。 他広域での被保険者が施設を異動した場合は転入先の住所等で判断を行うことを想定しております。	1月11日
FAQ6	5 個人情報の生年月日を修正した異動データを作成し、個人異動情報取込から被保険者情報更新まで処理しましたが、以下の確認事項があります。 1. 異動データパターン ①生年月日の誤りにより、75歳以上から75歳未満に修正した異動データを処理。 ②生年月日の誤りにより、75歳未満から75歳以上に修正した異動データを処理。 2. 確認事項 ①の異動データを処理しても資格が喪失されません。 ②の異動データを処理しても資格が取得されません。 こういった場合の対処についてお教え下さい。	① すでに資格取得している被保険者について生年月日の変更がある場合には資格取得日の変更、資格喪失処理が必要となる可能性がありますので異動確認リストを出力します。該当者の状況を確認のうえ対応願います。 ② 資格取得していない75歳以上の異動が発生した場合も異動確認リストを出力します。該当者の状況を確認のうえ必要に応じて資格取得処理を行ってください。	12月21日
FAQ6	10 異動事由コードの「061:区間転入」、「062:区間転出」と「063:区間異動」の違いについて、どのような時に「区間転入、転出」を設定し、どのような時に「区間異動」を設定することを想定しているのかご教示ください。 例えば、各市町村や広域連合の運用で・・・との回答の場合、「区間転入・転出」を設定した場合と、「区間異動」を設定した場合の影響する事項(月報のみ?)も併せてご教示ください。	月次報告等にも使用する予定はありませんので、区間転入・区間転出の組合せまたは、区間異動を転入側、転出側の区より送付していただくことで特に影響はありません。市区町村によって異動事由の設定名称が異なる場合に選択できるように2種類準備しております。	12月21日
FAQ6	20 住登外者の異動連携(日次、月次)についての質問です。市で管理している住登外者のうち県外居住者のみのデータを送付するのでしょうか。 それとも県内居住者についてもデータを送付する必要がありますか。(特に年齢到達の場合など)	市区町村において、県内他市区町村の住民基本台帳に登録されている居住者につきましては、他の市区町村での資格取得対象者となりますので送付は不要と考えます。	12月21日
FAQ6	23 職権消除された住基情報を送付した対象者を、後日同じ市町村から同じ個人番号で現存として住基情報を提出した場合、標準システムでは再度現存として登録されるという認識でよろしいか。個人番号を変えなければならなかったり、異動事由によって更新がされないということはないか。	お見込みの通りですが、該当者の資格を回復させる場合には、「回復」の事由で送付してください。	12月21日
FAQ6	25 以下の場合被保険者番号はどのように付番されるのか。 1. A市から県外の施設へ転出(A市が管理する住所地特例者)がA市へ再転入した場合 2. 県内B市から県外の施設へ転出(県内B市が管理する住所地特例者)がA市へ再転入した場合 また、転入等の受付により被保険者証を即時発行する際、被保険者番号を引き継ぐ場合、具体的にどのような処理で番号を引き継ぐ(転入前の情報の取得)のか。	1. 同一の被保険者番号を付与します。 2. 同一の被保険者番号を付与します。 住所地特例終了の届けを市区町村窓口へ提出していただき、住所地特例解除により資格変更を行います。 1. の方につきましては、同一市区町村における処理です。市区町村でも操作可能ですが、2. の方につきましては別市区町村管理の方となりますので、広域連合の権限で処理を行う必要があります。 詳細につきましては、仕様書第3.0版「別添5 住基異動に伴う処理方法の補足」をご確認ください。	12月21日
FAQ6	26 障害認定者資格喪失について 現在75歳未満の老健有資格者(障害認定)で後期高齢に移行する際、4月以降の保険(後期高齢がそれ以外)の選択を被保険者に確認作業中です。もし後期高齢医療を選択されなかった場合、標準システムで資格を喪失する必要がありますが「被保険者修正」処理で「その他喪失」を選択するという作業でよろしいか?「資格喪失」処理は個人異動情報が無ければ処理できないようですが。(適用除外等是不適切ですね?)	資格喪失画面で「その他喪失」を選択し、資格喪失することで問題ありません。個人異動情報がない場合は警告をおこないますが、資格喪失処理は可能としております。	12月21日

FAQ		質問内容	回答内容	回答日付
FAQ6	27	被保険者の転出の際に送信する住民基本台帳情報IFは、転出時と転入通知受理時に2回送信しなければならないのか、または転入通知受理時に限っては、転出届の内容に相違がなければ送信は不要となるのか確認したい。	2回送付してください。	12月21日
FAQ6	29	日次異動処理テストにおいて次のような事象に遭遇しました。 「異動事由:死亡」という異動情報が送信され、異動処理を行ったところ、被保険者台帳更新において「適用除外者です。」というエラーとなりました。 実際、異動情報の該当者は適用除外者ですが、この場合、こういった対処をすればよいでしょうか。	対応の必要はありませんが、実際に適用除外該当者であるか確認していただく場合も想定されます。	12月21日
FAQ6	31	住基履歴のないところに異動事由「転出取消」データが異動データで連携された場合、エラーになりますか。(住基のセットアップデータの基準日時点で転出予定のためセットアップ時にデータを送らず、基準日以後に転出取り消した場合等)	エラーとはなりません。 75歳以上の方が異動してきた際に、被保険者情報が存在しませんので異動確認リストを出力し、必要に応じオンラインより資格取得していただく運用となります。	12月21日
FAQ6	37	広域内異動者の紐付けについて、「広域市区町村間転出者一覧」画面で、異動事由が転出または転入通知で、転出先が広域内のデータを検索すると思うが、転出予定の段階では、転出先が広域外となっていたが、実際には、広域内市区町村へ転入した場合でも、「広域市区町村間転出者一覧」で呼び出して紐付けできるのか。	転出予定地が広域外の場合は、資格喪失処理対象となります。 該当者につきましては、転出前の市区町村又は広域連合へ連絡の上資格回復処理を行います。 その後「広域市区町村間転出異動者一覧」画面で被保険者情報を検索し、広域内異動処理を行います。	12月20日
FAQ6	39	生活保護が廃止となり被保資格を取得する場合、適用除外終了年月日を入力後、資格取得処理を忘れていた場合、資格取得されないと思うが、そのような状態のデータがないか、確認するには、どのようにすればよいですか。	被保険者情報整合性確認処理を実施してください。 本来資格取得されるべき対象者が資格取得されていない場合に一覧表に出力します。	12月20日
FAQ6	40	住所地特例者が広域内へ戻ってくる場合、住登外の異動データとして、異動事由:転出、転出先に広域内の住所が設定されていれば、日次処理において資格喪失にならず、「市区町村間転出者一覧」にも出てくるのか。	住登外者につきましては、日次処理において資格喪失処理を行います。住所地特例解除処理を行う際に、資格喪失されている場合は、資格回復処理を行ったあとで、資格変更画面にて住所地特例解除処理を行ってください。	12月20日
FAQ6	54	「資格異動者一覧」画面の保留者一覧画面には、広域市区町村内異動者が登録保留になっている場合にも表示されるのでしょうか。また、「資格異動者一覧」画面で氏名カナ・性別・生年月日ともに入力せずに検索することは可能ですか。	お見込みの通りです。 資格異動者一覧画面は検索条件を入力しないで検索することが可能です。	12月10日
FAQ6	56	「資格異動者一覧」の「喪失者一覧」「その他の異動者一覧」の表示について質問します。 1. 資格喪失情報や資格変更情報の登録が行われた後は表示されないですか。 2. 異動データの送信を受ける前に窓口交付を行うために、住基修正を行い資格変更情報の登録を行った場合に、異動データ送信を受けた後には表示されないですか。	1. お見込みの通り表示されません。 2. 異動データの送信を受けた場合には、被保険者情報等更新処理を実施するまでは表示されます。	12月10日
FAQ6	62	本来、資格取得すべきでない対象者(生活保護適用除外・住所地特例等)が資格取得したときに、資格喪失を行います。この場合に、保険者適用期間の終了年月日を設定しない場合、(資格喪失年月日及び事由のみ入力)入力した場合としない場合とでは、システム上何か影響はありますか。	入力しなかった場合には市区町村へ送付する保険者番号適用終了年月日が空白となります。	12月10日

7.2 その他注意事項

日次異動情報送信時の注意事項、お願い事項です。内容ご確認の上、対応をお願いします。

① 送信日時厳守をお願いします。

日次異動情報を送信していただくのは、各市町村での異動情報×日の「1日後の午前中」を予定しています。

遅れてしまいますと、取り込み前の事前チェックが出来ず、本番処理でエラーとなった場合には翌日以降の取り込みとなってしまいます。

また、広域内の異動や、今後の「賦課」「収納」を考えた場合には各市町村の×日を揃える必要性がありますので、対応の程、宜しくお願いします

② 送付時のデータ転送ツールの区分を間違えない様をお願いします。

日次異動情報を送付する際に、送付する「ファイル」と転送ツールの「送信区分」を間違えないようにお願いします。

間違ってしまうと、送付されるファイル名とデータの内容が異なってしまう、不正な処理を行ってしまいます。

③ 日次と月次の順序性を間違えない様をお願いします。

履歴の順番に不整合が生じてしまいますので、間違えないように「日次」「月次」の順でお願いします。

④ 異動があった場合、翌日午前中にはファイルを送付する様をお願いします。

広域連合への送信がない場合、広域連合では異動がなかったのか、送付漏れなのかの判断がつきませんので、住基IFデータにおいては異動がなくても可能なかぎり「0件ファイル」の送付をお願いします。

なお、「0件ファイル」の送付できない市町村においては、異動のない日が続いた場合でも広域連合へ1週間に1回はその旨電話にて報告してください。

⑤ 特例処理の予定がある場合は、事前連絡をお願いします。

住所変更等大量の異動データが発生する場合は、広域連合側でも作業スケジュールの調整や事前準備等が発生する場合がありますので、「1ヶ月」程前には事前連絡をお願いします。

参考資料 1. 広域内異動に伴う被保険者情報の引継ぎ手順

本手順書は、【広域内異動者一覧作成処理】を実施して出力される「後期高齢者医療広域内異動者一覧」（以下、「広域内異動者一覧」と記載）を基に、標準システムオンライン画面から被保険者情報の引継ぎを行う際の、「広域内異動者一覧」の見方を示す資料として作成しています。

また、手順の説明において、「広域連合電算処理システム 操作シミュレーションツール 操作マニュアル」（以下、「操作マニュアル」と記載）を参考資料としております。操作の流れは「操作マニュアル」項番にて進めていくものとします。

■「広域内異動者一覧」の説明

各市町村から提供される日々の異動データを基に、県内異動者を一覧出力した資料です。

■引継ぎ手順

「広域内異動者一覧」の出力パターンとして、以下の 4 点があります。

それぞれに対しての手順（対応）を示します。

※異動データに複数情報が存在する場合、「広域内異動者一覧」にも複数出力されます。

(1) 市町村への転入

①「操作マニュアル」1-1-13 画面の“個人番号”欄に「広域内異動者一覧」に出力されている“個人番号”を入力し、“転入者検索”を押下します。

②「操作マニュアル」1-1-15 画面同様の操作をして、“該当者なし”とメッセージが出力された場合は、転入前市町村から異動情報が未提供（到着遅れ）の可能性があります。

- ・ 3 月末までは、転入前市町村からのデータ提供後に処理を行う。
- ・ 4 月以降は、転入者が被保険者証を持参してくることを想定しているため、“被保険者番号”をキーとし、“検索対象”欄から“被保険者情報”を選択し、“転出者検索”を押下します。

③以降の操作は、「操作マニュアル」通りに進めてください。

(2) 市町村からの転出

①転出情報に関しては、転出先市町村にて（1）をするため対応は不要です。

(3) 同じ情報が複数存在する転入

①市町村側で、複数ある異動情報の内どちらが正しいかを確認して頂き、不要な異動情報を「資格異動者一覧」画面より“保留削除”してください。

②その後の手順は、（1）と同じ手順です。

(4) 同じ情報が複数存在する転出

①（2）と同様に、転出先市町村にて（3）を実施するため、市町村での対応は不要です。

参考 2. 広域内異動における各業務システムの関連(参考)

(システム仕様書 第3.1版 より抜粋)

各業務サブシステムは、通常それぞれの機能別の処理を行っていくが、広域内での住民異動時の処理に関しては、特にサブシステム間での関連性も高いため、参考までに提示する。(図中番号に対する補足事項については、次頁を参照。)

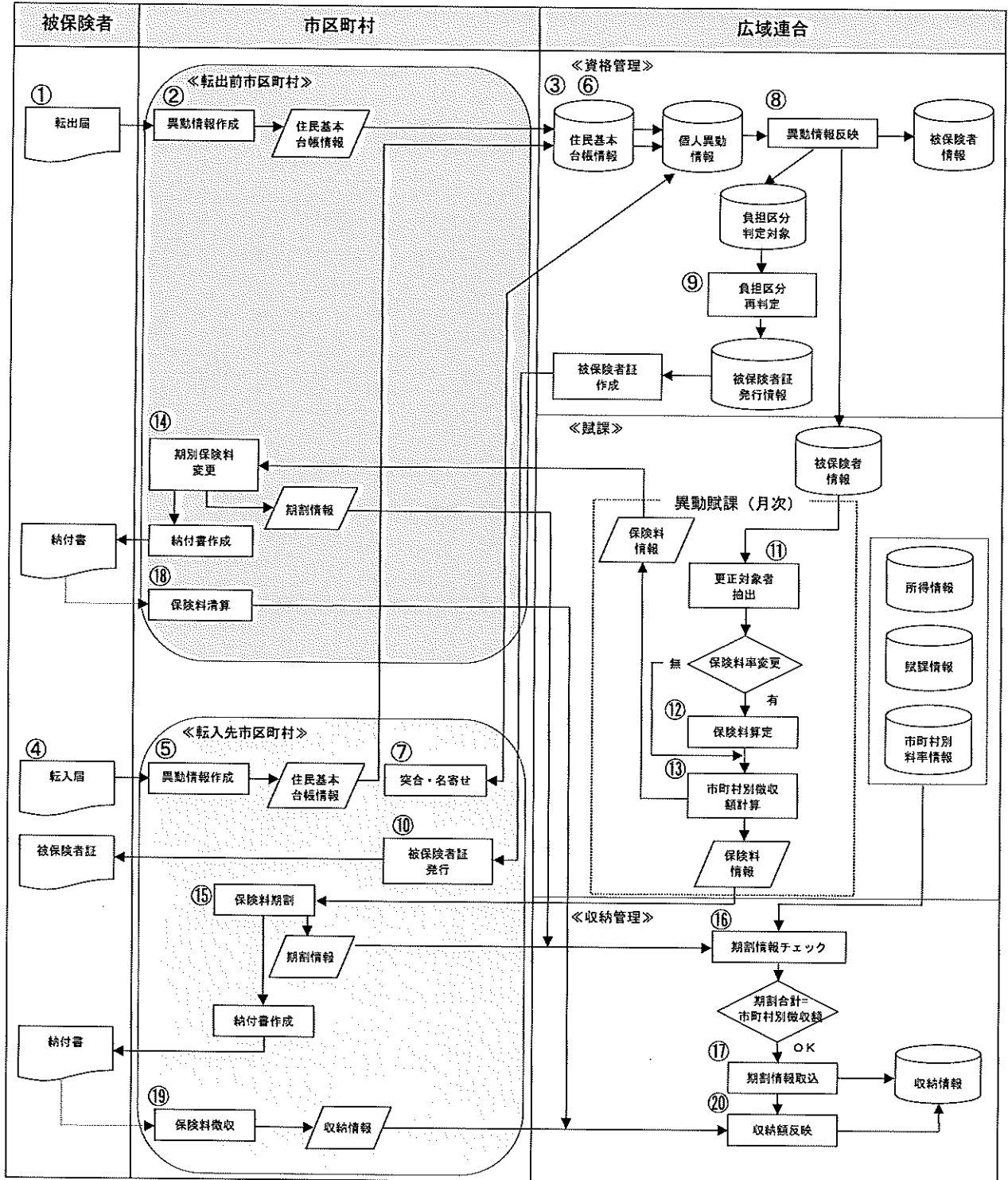


図 3-2 広域内異動の流れ

- ① 被保険者にて転出届を提出。
 - ② 転出前市区町村にて、異動情報（住民基本台帳情報）を作成し、送信。
 - ③ ②の情報より、住民基本台帳DBを更新し、個人異動情報を作成。
 - ④ 被保険者にて転入届を提出。
 - ⑤ 転入先市区町村にて、異動情報（住民基本台帳情報）を作成し、送信。
 - ⑥ ⑤の情報より、住民基本台帳DBを更新し、個人異動情報を作成。
 - ⑦ 転入先市区町村にて、個人異動情報等を参照し、被保険者の突合、名寄せを実施。※
 - ⑧ ⑦を経て、被保険者情報DBへ異動情報反映し、この際、所得情報や送付先情報などもシステム内で引継ぎを行う。
 - ⑨ 所得情報、世帯情報を参照し、負担区分再判定を行い、被保険者証発行情報を作成。
 - ⑩ 被保険者証の発行を行い、被保険者へ交付する。
 - ⑪ 賦課対象情報を元に、更正対象者を抽出。
 - ⑫ 保険料率変更有無を判定し、「変更有」の場合は保険料算定を実施。
 - ⑬ ⑫または既に登録されている保険料を元に、市区町村別徴収額（転出前後分）を計算し、保険料情報を作成。（端数処理含む）
 - ⑭ ⑬を元に、転出前市区町村にて、期別保険料変更を実施、期割情報の作成及び納付書の作成を実施。
 - ⑮ ⑬を元に、転入先市区町村にて、保険料期割を実施し、期割情報の作成及び納付書の作成を実施。
 - ⑯ ⑭、⑮の期割情報と賦課情報等により、期割情報チェックを実施。
 - ⑰ ⑯のチェック結果が問題なければ、期割情報の取り込みを実施。
 - ⑱ 納付書を元に、転出前市区町村にて、保険料清算を実施。
 - ⑲ 納付書を元に、転入先市区町村にて、保険料徴収を実施。
 - ⑳ ⑱、⑲の情報により、収納額反映を実施。
- ※ 名寄せについては、広域連合での実施も可。標準システムでの、名寄せ方法を以下に示す。

3.3.6 広域内異動者の被保険者証交付までの流れ

(1) ケース1 転出情報と転入情報が各市区町村から送付済の場合

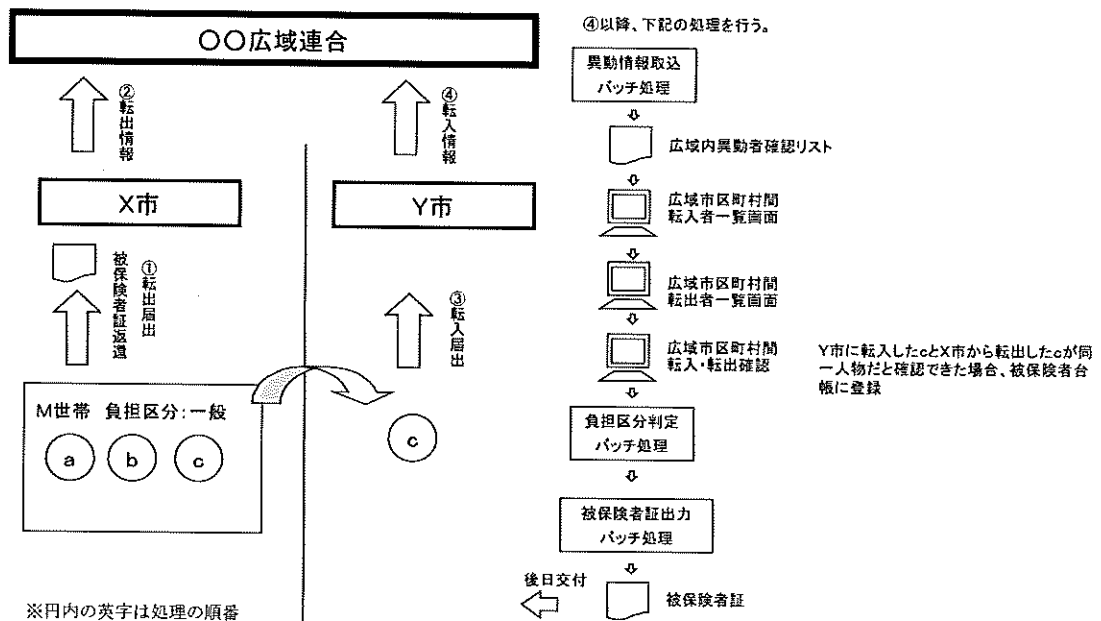


図 3-3 広域内異動時の名寄せ1

(2) ケース 2 転出情報のみが送付済（転入情報が未送付）の場合

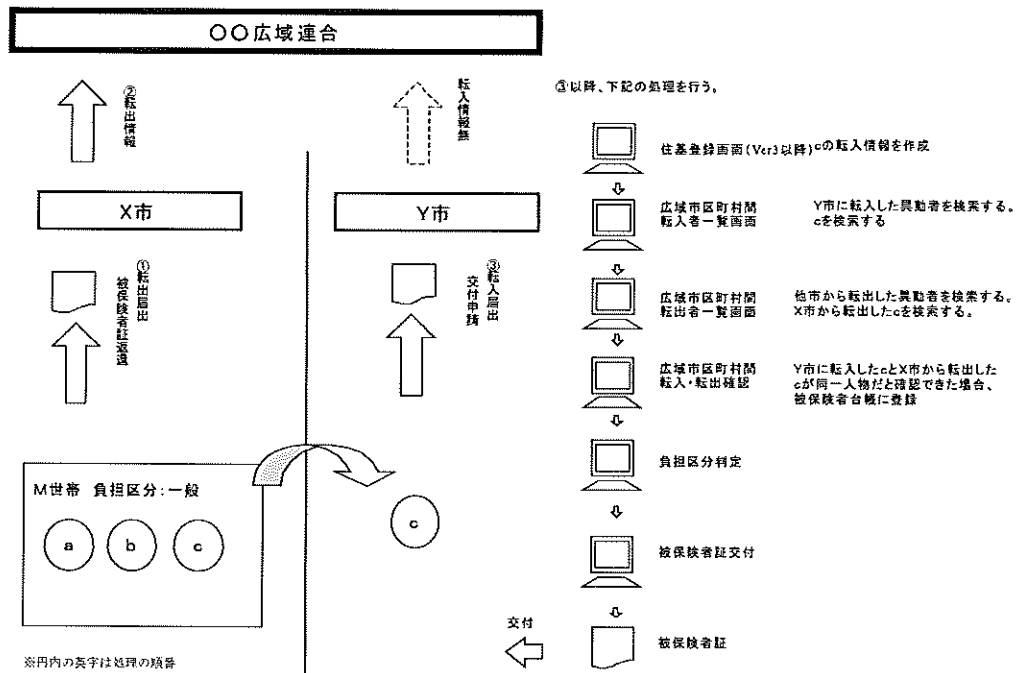


図 3-4 広域内異動時の名寄せ 2

(3) ケース 3 転出・転入ともに未送付の場合

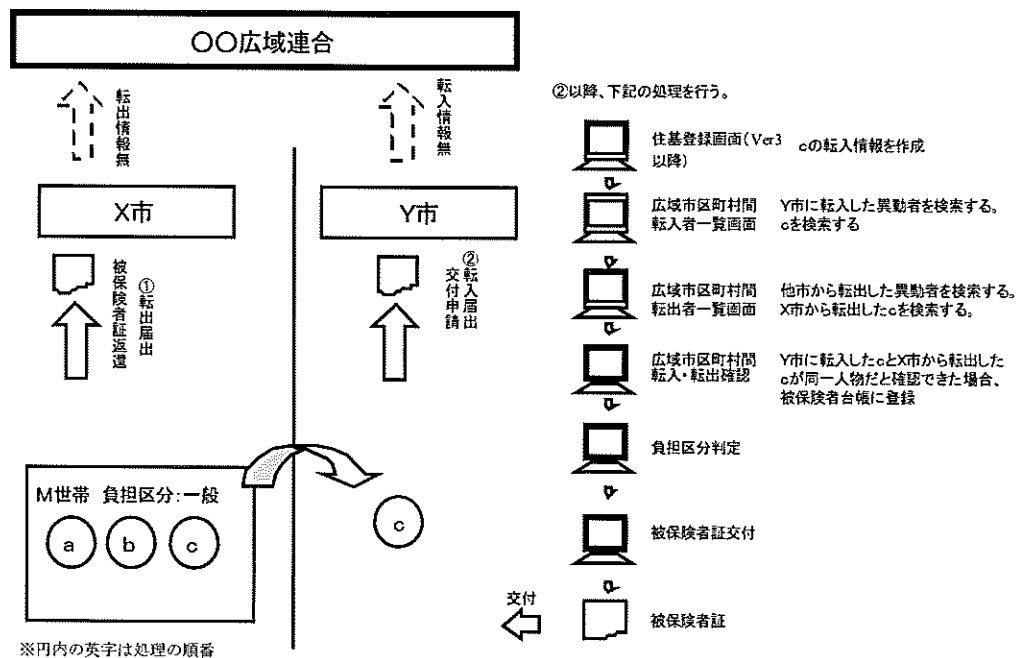


図 3-5 広域内異動時の名寄せ 3

なお、上記の(2)(3)において、被保険者証出力後に転入・転出情報が異動データとして送付されてきた場合で、既に画面から登録されている住基等のデータとの差異があった場合は、一括処理での異動取込処理時に、変更された情報をもとに被保険者証が再発行される。

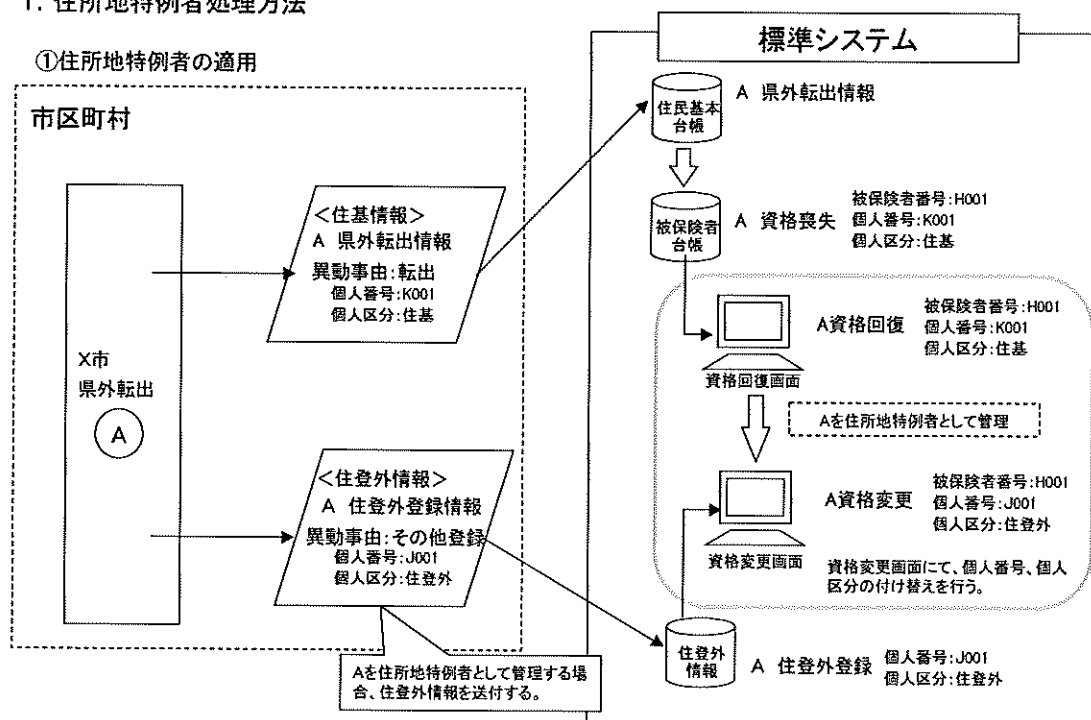
参考3. 住基異動に伴う処理方法の補足

(システム仕様書 第3.1版 より抜粋)

住所地特例や帰化などについては、同一人物であることを確認する必要があるため、広域内異動と同様に名寄せを行い被保険者資格の引継ぎを行う。

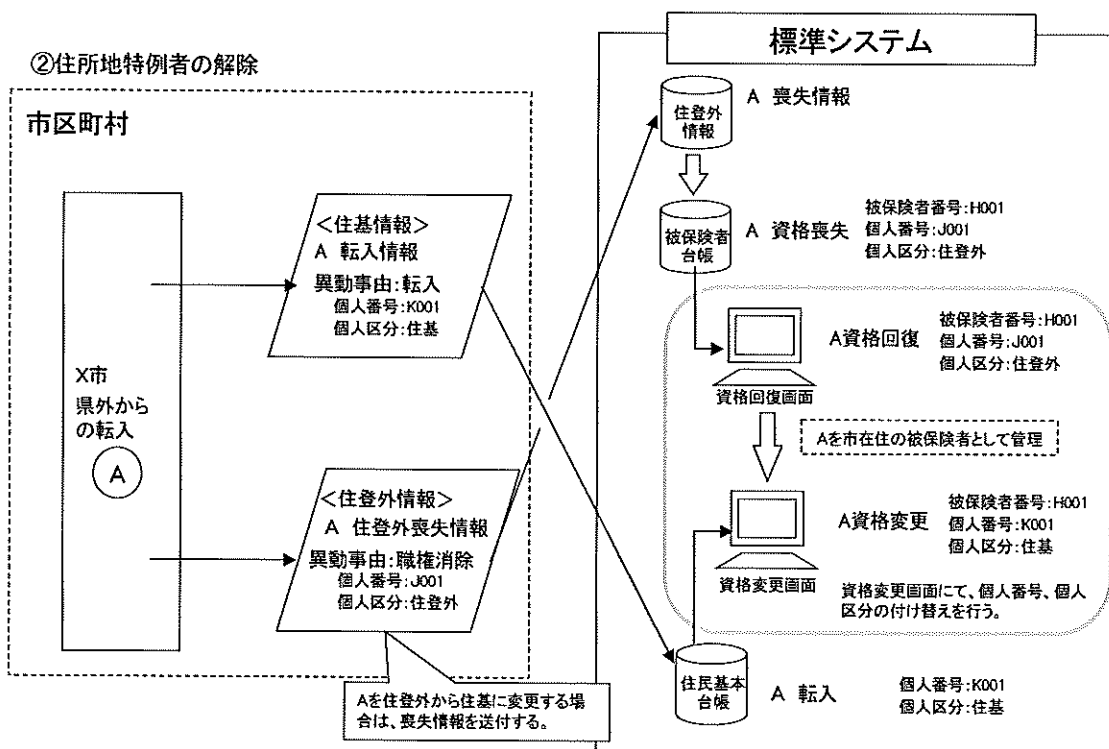
1. 住所地特例者処理方法

① 住所地特例者の適用



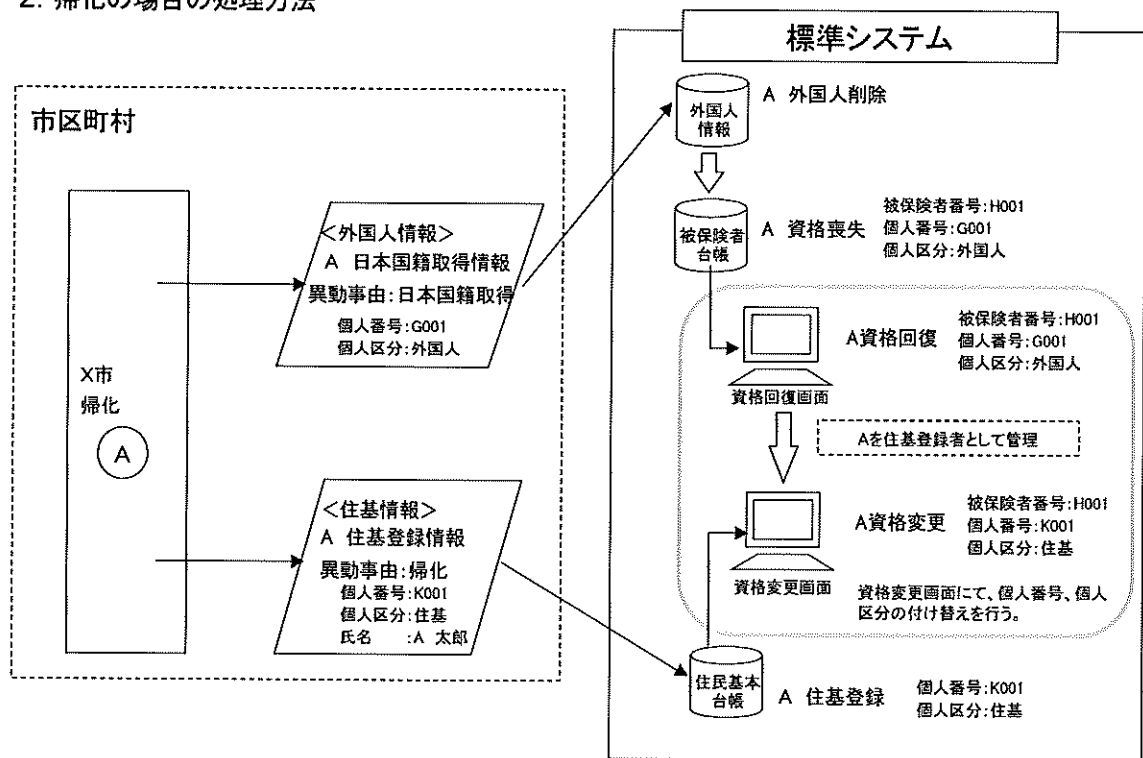
転出前に住所地特例になることが把握できた場合は、転出データ送信前に資格変更することも可能。この場合は、特に回復処理は必要ない。

② 住所地特例者の解除



住登外情報の送信前に、転入データが送信される場合は、その時点で資格変更処理が可能。

2. 帰化の場合の処理方法



参考資料 4. 住民異動区映後の処理について

処理区分	表示されるパターン	対応	対応しない場合
75歳到達者一覧	広域連合で75歳到達を実施	職権での資格取得を行うので、市町村では表示されません	-
	県外から転入	市町村にて本人への確認をし、負担区分を確認してから証発行をして下さい (前保険者発行の負担区分等証明書を所有しているため)	夜間処理にて資格取得する翌月初に負担区分判定される(未申告がいると、負担区分は低Ⅱ非)
	75歳到達転入者一覧	転入先が住所特例施設である場合は、登録保留にします (適用除外登録は、資格管理ガイド5. 1章参照)	被保険者証が発行され保険料も賦課される
	県内から転入(※)	【広域市区町村間異動管理】画面で、転入前市町村の被保険者情報を引継いで下さい	新たに被保険者番号が付番され、後日リカバリが必要
資格喪失者一覧	その他	・確認が必要な場合は、登録保留にします ・後日の確認結果を踏まえて保留解除をして下さい	夜間処理にて資格取得する
	県外へ転出	県外住所特例となる場合は、登録保留にして下さい (住所特例登録は、資格管理ガイド6. 2章参照)	夜間処理にて資格喪失する
	県内へ転出(※)	登録保留にします	転入先で広域市区町村間異動管理画面での引継が不可能になり、後日リカバリが必要
	死亡・国籍喪失など	内容の確認を行って下さい	夜間処理にて資格喪失する
その他異動者一覧	転居や個人項目修正	内容の確認を行って下さい	夜間処理にて被保険者台帳へ反映される
	転居先が適用除外施設	登録を保留にし、適用除外および資格喪失処理を実施 (適用除外登録は、資格管理ガイド5. 1章参照)	夜間処理にて異動内容のみ被保険者台帳へ反映される
	県内の転入者	【広域市区町村間異動管理】画面で、転入前市町村の被保険者情報を引継いで下さい	転入先での証発行が出来ない
	県内の転出者	特に何もする必要はありません(転入側での紐付け待ち状態)	-
保留者一覧	帰化	【資格変更】画面で資格変更(個人番号の付け替え)を行って下さい	住基の異動等が反映されない
	その他保留者	保留状態の継続、解除もしくは削除が可能です	-

※ 有資格者の県内異動の場合、転入・転出時の異動データの“転出先の都道府県コード・市町村コード”もしくは“転入前の都道府県コード・市町村コード”が正しく設定されていれば、データリカバリ作業等は発生しません。データを作成する市町村システム側で十分な確認をお願いします。

資料D 負担区分割合変更者一覧の例（4月年齢到達処理を行った場合の例）

市町村：〇〇市 平成20年 2月XX日 P. 1

後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧

N.〇	世帯番号 個人区分 割込番号	被保険者番号 氏名	性別	生年月日	異動年月 判定年月	前 回	要保護 基準額適用	今 回	申告不明者 有無
1	00011111 住基 00012345	後期 花子 ※同 被保険者	女	S 8. 4. 11	平成20年 平成20年	注1 4月 4月	低所得I 低所得I	1割 1割	無
2	00011111 住基 00012345	後期 花子 ※同 被保険者	女	S 8. 4. 11	平成20年 平成20年	4月 5月	低所得I 低所得I	1割 1割	無
3	00022222 住基 00023456	高齢 花恵 ※同 世帯	女	S 8. 4. 12	平成20年 平成20年	4月 5月	一般 一定所得以上経1	1割 3割	無
4	00022222 住基 10026543	高齢 太郎 ※同 世帯	男	T10. 10. 10	平成20年 平成20年	4月 5月	一般 一定所得以上経1	1割 3割	無
5	00033333 住基 00034567	広域 次郎 ※同 被保険者	男	S 8. 4. 13	平成20年 平成20年	注3 4月 5月	一般 一般	1割 1割	無
6	00044444 住基 00045678	連合 三郎 ※同 被保険者	男	S 8. 4. 14	平成20年 平成20年	4月 4月	一般 一般	1割 1割	有
7	00044444 住基 00045678	連合 三郎 ※同 被保険者	男	S 8. 4. 14	平成20年 平成20年	4月 5月	一般 一般	1割 1割	有

<< 出力条件 >>
2月9日以降に、世帯構成に変更が係る異動があった方および4月2日
～30日に75歳年齢到達になった方が対象となります。ただし、今回
の判定前にすでに負担区分が設定されていた方で、今回判定の対象
となった方が負担区分が変更にならなかった方は出力されません。

注1：4月資格取得者は、判定年月が4月と5月の2行表示されます。
注2：4月2日～4月30日までの被保険者世帯構成変更については、翌月
（上記では5月）から変更になる為、判定年月に平成20年5月とし
て所しい負担区分割合になっております。
注3：すでに被保険者が存在する世帯員が資格取得し負担区分判定された場
合は判定年月平成20年5月から出力されます。
注4：標準システムでは、年齢を問わず世帯構成員の中に、申告不明者（所
得・課税情報がないか、または未申告区分の情報がある）が居る場合
に、“有”と表示されます。

KA13R011

※前回の負担区分が要保護と判定された場合に要保護欄に 要 を出力します
※基準収入額適用申請を既に行っている場合に基準額適用欄に 基 を出力します
※前住地照会中の世帯員が存在する場合に申告不明者有無欄に 申 を出力します